

規 則

埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則二二―一三九

埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則一

二―九九）の一部を次のように改正する。

別表職の欄中「主幹」の次に「又は主査」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。